

大和市柳橋ふれあいプラザ条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、柳橋ふれあいプラザの設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、大和市柳橋ふれあいプラザ条例を制定する趣旨を規定している。

【解説】

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の趣旨は、柳橋ふれあいプラザの設置や管理等必要な事項を定めている。

(設置)

第2条 ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を図るため、柳橋ふれあいプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

2 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 大和市柳橋ふれあいプラザ

(2) 位置 大和市草柳三丁目12番地1

【趣旨】

本条は、大和市柳橋ふれあいプラザの目的・名称・位置について規定している。

【解説】

・第1項関係

大和市柳橋ふれあいプラザの設置目的は「ごみ焼却に伴う余熱を有効利用し、市民の健康及び福祉の増進と文化の向上を図るため」と定めている。

・第2項関係

プラザの名称及び位置を定めている。

(指定管理者による管理)

第3条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

【趣旨】

本条は、プラザの管理を指定管理者に行わせるものとし、その根拠を規定している。

【解説】

地方自治法第244条の2第3項では、「地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定するものに公の施設の管理を行わせることができる」と規定している。この規定により、プラザの管理を指定管理者に行わせることを定めている。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) プラザの使用の承認に関する業務
- (2) プラザの使用料に関する業務
- (3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの業務のうち、市長が必要と認めるもの

【趣旨】

本条は、指定管理者が行う業務の範囲を規定している。

【解説】

管理者が行う業務としては、以下の4項目を定めている。

- (1) プラザの使用の承認に関する業務

来場者からの利用の申込みに対して、その使用の可否を判断する業務のこと。

- (2) プラザの使用料に関する業務

第24条により利用者が負担すべき使用料の取扱い業務のこと。

- (3) プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務

プラザの施設及び施設について、適切な維持管理を図り、安全かつ経済的な利用が継続されていることを目的とする。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの業務のうち、市長が必要と認めるもの。

(公募)

第5条 市長は、指定管理者にプラザの管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) プラザの概要
- (2) 申込期間
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者を選定する際の選定基準について規定している。

【解説】

指定管理者が行う業務としては、以下の7項目を定めている。

- (1) プラザの概要
- (2) 申込期間
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

(指定管理者の指定の申込み)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にプラザの管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の公募に際しての申込み方法を規定している。

【解説】

指定管理者の公募に対して申し込む際は、申込書、管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならないことを定めている。

(選定基準)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者を選定するに当たって選定方法と審査基準を規定している。

【解説】

選定は次の選定基準を基に総合的に審査し、最も適当と認める団体を選定することを定めている。

選定する際の基準として、以下の5項目を定めている。

- (1) プラザを使用する者に対し、平等な使用の確保及びサービスの向上が図られること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮すること。
- (3) プラザの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) プラザの管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者の選定を行った際の結果通知について規定している。

【解説】

市長は、指定管理者の候補者の選定結果を、申込みを行った団体に速やかに通知しなければならないことを定めている。

(再選定等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、プラザの管理を行うことが不適當であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の候補者として選定された団体の再選定について規定している。

【解説】

・第1項関係

指定管理者の候補者として選定された団体の選定を取りやめ、新たに再選定を実施することができる場合は、以下の2項目の条件のうちどちらかに該当した場合であることを定めている。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、プラザの管理を行うことが不適當であると認められたとき。

・第2項関係

第1項で規定した2項目に該当し選定を取りやめた団体は、次回の指定管理者の公募に申し込むことができないことを定めている。

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の指定をしたとき行う告示について規定している。

【解説】

指定管理者の指定をしたとき行ったとき、市長が定める以下の４項目を告示しなければならないことを定めている。

- (1) 指定管理者の名称
- (2) 所在地
- (3) 指定期間
- (4) 市長が定める事項

(指定期間)

第 1 1 条 指定期間は、指定の日から起算して 5 年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

【趣旨】

本条は、指定管理者を指定して管理を行わせる期間を規定している。

【解説】

指定期間は 5 年以内で定めている。ただし、同一の指定管理者に再指定することが可能であることを定めている。

(協定の締結)

第 1 2 条 指定管理者は、市長とプラザの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者と市長がプラザの管理に関する協定を締結しなければならないことと協定で定める事項を規定している。

【解説】

・第1項関係

プラザの管理に関する協定を指定管理者と市長が締結しなければならないことを定めている。

・第2項関係

協定で定める事項として、以下の9項目を定めている。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 使用料に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、プラザに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) プラザの管理業務の実施状況
- (2) プラザの使用料の収入の実績
- (3) プラザの管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プラザの管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

【趣旨】

本条は、指定管理者が行う内容を管理・指導するために、事業報告書の作成及び事業報告書の提出時期等について規定している。

【解説】

指定管理者は、毎年度終了後60日以内にプラザに関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないことを定めている。

指定管理者は、自治法第244条の2第11項の規定により年度途中で指定を取り消されたり、業務の停止を命ぜられたりしたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならないことを定めている。

事業報告書の内容として、以下の4項目を定めている。

- (1) プラザの管理業務の実施状況
- (2) プラザの使用料の収入の実績
- (3) プラザの管理に係る経費の収支状況
- (4) 市長が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

本条は、市長が指定管理者の指定を取り消した場合等、告示について規定している。

【解説】

・第1項関係

自治法第244条の2第11項の規定により市長が指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは告示しなければならないことを定めている。

・第2項関係

市長に指定を取り消しまたは業務の全部若しくは一部の停止を命じた指定管理者は、次回の指定管理の公募を申し込むことができないことを定めている。

(開館時間)

第15条 プラザの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

【趣旨】

本条は、プラザの開館時間を規定している。

【解説】

・第1項関係

プラザの開館時間は、午前10時から午後9時までと定めている。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができることを定めている。

・第2項関係

市長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができることを定めている。

(休館日)

第16条 プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該日の直後の休日でない日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

【趣旨】

本条は、プラザの休館日について規定している。

【解説】

・第1項関係

(1) 月曜日は休館日である。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、直後の休日でない日を休館日とすることを定めている。

(2) 12月29日から1月3日までの年末年始は休館日であることを定めている。

・第2項関係

指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休館日を臨時に変更することができることを定めている。

・第3項関係

市長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができることを定めている。

(使用の承認)

第17条 プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を使用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

【趣旨】

本条は、プラザの使用の承認について規定している。

【解説】

・第1項関係

プラザを使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならないことを定めている。

・第2項関係

プラザの使用の承認に際し、指定管理者の判断において、管理上必要な条件を付することができることを定めている。

(使用の不承認)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの使用の承認をしない。

(1) プラザの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。

(2) プラザの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めたとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。

(4) その他指定管理者が管理上その使用を不適當と認めたとき。

【趣旨】

本条は、プラザの使用の不承認について規定している。

【解説】

プラザの使用の承認を得ようと申込みがあった際に、使用の承認をしない場合をあらかじめ定めている。

指定管理者は、使用の承認を得ようと申込みがあった際に、使用を承認しない場合として以下の4項目を定めている。

- (1) プラザの秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めたとき。
- (2) プラザの建物及びその附属設備等を損傷又は亡失するおそれがあると認めたとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- (4) その他指定管理者が管理上その使用を不相当と認めたとき。

(使用承認の取消等)

第19条 指定管理者は、第17条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じててもその責任を負わない。

- (1) 第17条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

2 前項の規定は、使用者の使用目的に応じて入場した者（以下「利用者」という。）について準用する。

【趣旨】

本条は、指定管理者が一度使用の承認を行ったものに対し、その承認を取り消したり、使用の中止または変更したりする場合について規定している。

【解説】

・第1項関係

指定管理者は、プラザの使用の承認を受けたものに対し、使用の承認を取り消し、又はその使用を中止若しくは変更することができる場合として、以下の5項目を定めている。

- (1) 第17条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (2) 使用の承認後前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急に使用する必要が生じたとき。
- (5) その他指定管理者が管理上支障があると認めたとき。

・第2項関係

第1項の規定を準用するものを定めている。使用者の使用目的に応じて入場した者がこれにあたる。

(入場の拒否)

第20条 指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入場を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、指定管理者がプラザへの入場の拒否について規定している。

【解説】

指定管理者は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者や管理上支障があると認められる者に対して、入場を拒否することができることを定めている。

(目的外使用等の禁止)

第21条 使用者は、承認を受けた目的以外にプラザを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

【趣旨】

本条は、プラザの目的外使用等の禁止について規定している。

【解説】

プラザの使用の許可を受けたものは、その申請した内容以外の目的でプラザを使用したり、他人に貸したりしてはならないことを定めている。

(原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、プラザの施設又は設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設等の使用を終わったときは、直ちに施設等を原状に復さなければならな

い。第19条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の中止を命じられたときも同様とする。

- 3 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、使用者の負担とする。

【趣旨】

本条は、指定管理者及び施設利用者の原状回復義務について規定している。

【解説】

・第1項関係

指定管理者は指定期間の満了、期中の指定の取消又は停止を問わず、指定管理終了時に施設等を指定管理の指定の日の状態に戻さなければならない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

・第2項関係

使用者は使用終了時に、施設等を使用前の状態に戻さなければならない。使用の承認の取り消し、中止を命じられたときも同様である。

・第3項関係

使用者が施設等を原状回復しなかったときは、使用者に代わって、市長が執行することができる。ただし、原状回復にかかった費用は、使用者が負担することを定めている。

(損害賠償義務)

第23条 指定管理者又は使用者若しくは利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、施設等に損害等を及ぼした場合の賠償責任について規定している。

【解説】

損害賠償を支払う場合は、故意又は過失に限っている。その原因について特定できない場合は、市との協議により賠償割合を確定することを定めている。

(使用料)

第24条 使用者は、別表第1に掲げる施設を使用しようとするときは、使用時間（使用の承認を受けた時間をいう。以下同じ。）に応じ、別表第2に掲げる施設を使用しようとする

るときは、使用回数に応じ、それぞれ当該各表に定める使用料を納付しなければならない。
ただし、公用又は公益のために使用する場合その他特別の理由がある場合において、市長が特に必要と認めたときは、使用料を減免することができる。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

【趣旨】

本条は、使用者が使用料を納入しなくてはならないこと及び使用料の減免することができることを規定している。

【解説】

・第1項関係

使用者が使用料を納入しなくてはならないこと及び公用又は公益のために使用する場合その他特別の理由がある場合において、市長が特に必要と認めたときは、使用料の減免することができることを定めている。

・第2項関係

既納の使用料は、還付しないこと及び、特に必要と認めたときは、還付することができることを定めている。

(個人情報の取扱い等)

第25条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及びプラザの業務に従事している者は、プラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

本条は、プラザの管理業務に関係する者の個人情報の取扱いについて規定している。

【解説】

・第1項関係

「個人情報の保護に関する法律の趣旨」とは「自治の基本理念を尊重し、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資すること」である。

指定管理者はプラザの管理業務に関して保有する個人情報の漏えい・毀損・滅失の防止について、この趣旨にのっとり措置を講じなければならないと定めている。

・第2項関係

指定管理者及びプラザの業務に従事している者は、プラザの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならないと定めている。指定管理期間満了後、または指定取り消し後の指定管理者や、業務に従事している者が職を退き業務を離れた後においても、同様であると定めている。

(情報公開)

第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、指定管理者の情報公開の原則を規定している。

【解説】

本条の「大和市情報公開条例の趣旨」とは、「行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市と市民との市政に関する情報の共有化を図り、市民の主体的関与の下に、透明で公正な市政運営を確立すること」である。指定管理者はこの趣旨に基づき情報を公開し、透明性の確保に努めなければならないと定めている。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、条例を施行するにあたり必要な事項は、別に定めることを規定している。

【解説】

条例を施行するにあたり必要な事項は、別に規則で定めている。